

被災者に届いた「支払い不能」を告げる一方的な通知書
損保の代理人から

多くの人は医療領域だけで訴える場合、かみ合わせ障害が生じている可能性が考えられる。現状では事故でそのような症状があつても、多くの人は医療領域だけで訴える。だが、歯科領域の治療で事故に伴う歯や頸の微妙なずれ、かみ合わせの異常をただせば、症状を改善できることも多いのだという。実際に、中村氏は客観的資料を基に多くの患者を治療してきたそうだ。

整形外科医である市橋クリニック（兵庫県）の市橋研一氏もこう指摘する。

「整形外科で改善しない患者が、歯科でかみ合わせの治療を受けてよくなつたケースは実際に多々あります。

医師は頸椎だけ診てしまひですが、歯科や耳鼻科、

がちですが、それを無視されたのです」

前述のとおり、Aさんの元に治療費は支払えない被害者を診断し治療した中村氏の説明を聞く前に、結論を出していなかったことがわかる。

「これには当院を訪れた医療調査スタッフも驚いたようでした」（中村氏）

同損保は、中村氏との面談前に「支払わない」と結論を出したことについて、こうコメントする。

「当社としては中村先生の診断結果を否定しているわけではないが、事故態様と

眼科などを合わせた頭頸部外傷という総合医療の概念をもつことが必要です。脳脊髄液減少症と診断された患者の中にも、かみ合わせが原因の方がいるのではと疑っているところです」

中村氏が会長を務める日本生体咬合学術協会は、かみ合わせと全身の関係性から総合医療を確立する趣旨で設立され、多くの歯科医師や医師が参加している。

その中村氏が、自動車保険について、こんな問題を指摘する。

「交通事故の被害者を治療する場合、医科の場合には、

自覚症状の有無にかかわらず、ほぼ無条件で自賠責保険が適用され、保険で精密検査を受けることもできる。

それが、歯科となると損保会社の態度は急変します。

被害者が苦痛を訴えて来院しているにもかかわらず無視され、頸関節症や咬合痛

にも及ぶ証拠資料をスタッフの要望により提出したのですが、それを無視されたのです」

中村先生の受診当時の診断書や審査所見を含む診断結果などを基に弁護士に判断を委ねたところ、本件事故と受傷との間には相当因果関係がないとの結論に至つた」（損害サービス業務部自動車グループ）

社内で判断するにあたって、歯科の専門家の意見は聞いたのかと尋ねると、「当社の顧問医である歯科医師の意見を仰いだ」とのこと。しかし、Aさんとその「顧問医」は面談すらしていない。当事者を診察することなしに、「因果関係」を否定したことになる。

それは許されるのだろうか。あいおいニッセイ同和損保広報室の見解はこうだ。

「提示された資料に基づいて一般的知見を述べること、すなわち、資料の範囲内で

医師が考え述べていることは違法ではない。今日は、その見解を因果関係有無の

判断の一つの材料としている。裁判所の鑑定においても、診察することなく資料

撃を受けた後に、頸の痛みや開口障害、かみ合わせの違和感、頭痛や腰痛などを訴える場合、かみ合わせ障害が生じている可能性が考えられる。現状では事故でそのような症状があつても、多くの人は医療領域だけで訴える。だが、歯科領域の治療で事故に伴う歯や頸の微妙なずれ、かみ合わせの異常をただせば、症状を改善できる。実際には、中村氏は客観的資料を基に多くの患者を治療してきたそうだ。

整形外科医である市橋クリニック（兵庫県）の市橋研一氏もこう指摘する。

「整形外科で改善しない患者が、歯科でかみ合わせの治療を受けてよくなつたケースは実際に多々あります。

医師は頸椎だけ診てしまひますが、それを無視されたのです」

中村氏が会長を務める日本生体咬合学術協会は、かみ合わせと全身の関係性から総合医療を確立する趣旨で設立され、多くの歯科医師や医師が参加している。

その中村氏が、自動車保険について、こんな問題を指摘する。

「交通事故の被害者を治療する場合、医科の場合には、

自覚症状の有無にかかわらず、ほぼ無条件で自賠責保険が適用され、保険で精密検査を受けることもできる。

それが、歯科となると損保会社の態度は急変します。

被害者が苦痛を訴えて来院しているにもかかわらず無視され、頸関節症や咬合痛

診断調査の前に 「不払い」の結論

眼科などを合わせた頭頸部外傷という総合医療の概念をもつことが必要です。脳脊髄液減少症と診断された患者の中にも、かみ合わせが原因の方が多いのではと疑っているところです」

中村氏が会長を務める日本生体咬合学術協会は、かみ合わせと全身の関係性から総合医療を確立する趣旨で設立され、多くの歯科医師や医師が参加している。

その中村氏が、自動車保険について、こんな問題を指摘する。

「交通事故の被害者を治療する場合、医科の場合には、

自覚症状の有無にかかわらず、ほぼ無条件で自賠責保険が適用され、保険で精密検査を受けることもできる。

それが、歯科となると損保会社の態度は急変します。

被害者が苦痛を訴えて来院しているにもかかわらず無視され、頸関節症や咬合痛

により医師が鑑定意見を述べることはままあること」
Aさんの代理人をつとめる名古屋第一法律事務所の川口創弁護士は、こうした損保会社の対応は違法ではないか、と疑問を呈する。

Aさんは昨年5月、車で直進中、路外から左折してきた車に左後方から衝突された。この事故の直後から右の頸関節が痛み、口が開けられ、頸関節症や咬合痛

によって早期治療が受けられず、症状が悪化した被害者もいるのです」

この事例で今年3月、日

本生体咬合学術協会の評議員である歯科医師及び医師

ら48人が、署名を添えて、「被害者対応改善依頼書」と題する「抗議文」をあい

おいニッセイ同和損保の社

員である歯科医師及び医師

一人である埼玉県の歯科医師・丸山恭生氏はこう語る。

「歯科医師及び歯科医療、

歯科医学を軽視し、十分な

調査を行わずに不払いを決

定する損保の対応には大変

憤りを覚えます。これはこ

の損保1社だけの問題では

なく、他社も同じような対

応をしている。至急全国的に見直されなければならない

大問題だと思います」

損保会社の歯科医療軽視の姿勢に、中村氏の怒りは

収まらない。

「通常、歯科医療では、か

み合わせがどういう衝撃を

受けたかという因果関係を

保ジャパン日本興亜といつた会社とトラブルになつている方もおられます」

主婦のAさん（43）も、中保ジャパン日本興亜にいた会社とトラブルになつて

いる患者の一人だ。

Aさんは昨年5月、車で直進中、路外から左折して

きた車に左後方から衝突された。この事故の直後から

右の頸関節が痛み、口が開けられ、頸関節症や咬合痛

によって、応急処置を開始。症状は改善に向かつた。

ところが昨年12月20日、

当社は直接、貴歯科医院に全額お支払い致します」

という承諾の書面を受け取った。その上で、検査を受けた結果、Aさんは「外傷性下頸骨変位に伴う頸関節症および咬合異常、それに伴う咬合関連症状」と診断

された。症状は改善に向かつた。

ところが昨年12月20日、

当社は直接、貴歯科医院に全額お支払い致します」

という承諾の書面を受け取った。その後で、検査を受けた結果、Aさんは「外傷性下頸骨変位に伴う頸関節症および咬合異常、それに伴う咬合関連症状」と診断

された。症状は改善に向かつた。

ところが昨年12月20日、

当社は直接、貴歯科医院に全額お支払い致します」

という承諾の書面を受け取った。その後で、検査を受けた結果、Aさんは「外傷性下頸骨変位に伴う頸関節症および咬合異常、それに伴う咬